

＜省エネ法対応サポート契約＞ご提案書



2010年2月

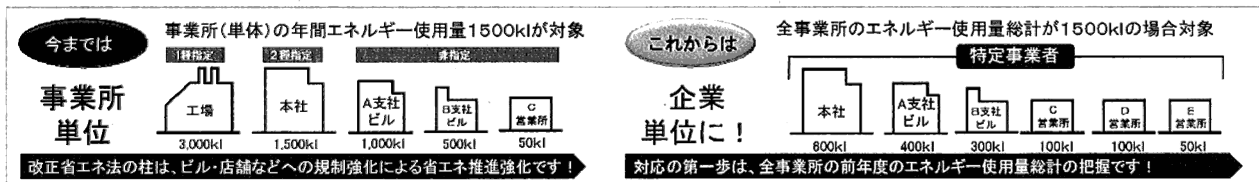
三菱電機ビルテクノサービス株式会社



ビルを、まろごと。エコチェンジ

I. 省エネルギー法の改正(2010年度施行)とお客様の対応ポイント

省エネ法が変わると、指定対象が広がります。対応は、万全ですか？



特定事業者に指定されると、次のような対応が必要となります。

1 エネルギー管理体制の整備が義務付けられます。

- (1) 役員クラスのエネルギー管理統括者等の選任
エネルギー管理統括者選任届出書の提出<指定後、速滞なく>
エネルギー管理企画推進者選任届出書の提出<指定後、9ヶ月以内(平成22年度)>
- (2) 指定工場ごとにエネルギー管理者等の選任
エネルギー管理員選任届出書の提出 <指定後、9ヶ月以内(平成22年度)>

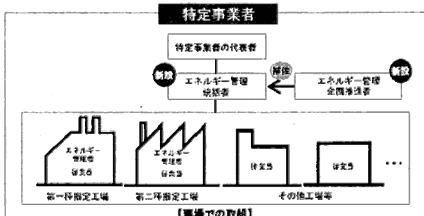
対応ポイント

【事業者全体としての取組】

- 経営的視点を踏まえた取組
- 中長期計画作成のとりまとめ
- 現場管理に係る企画立案、実務の実施(マニュアル作成等)

下図にならったエネルギー管理体制の整備が必要です。

● 事業者単位でのエネルギー管理体制(参考)



2 定期報告書・中長期計画書等の提出が義務付けられます。

- (1) エネルギー使用状況届出書
<平成22年度7月末>

対応ポイント

企業単位での平成21年度エネルギー(燃料・熱、電気)使用量の把握が必要です。

- (2) 定期報告書

<平成22年度11月末(以降、毎年7月末)>
燃料・熱、電気の使用量、年間の生産設備等主要設備の概要と稼働状況、エネルギー使用合理化に関する判断基準の遵守状況
(「管理標準」の設定、計測・記録、保守・点検、新設措置の状況)

対応ポイント

前年度の企業全体でのエネルギー使用量の把握(計測・記録し、報告する必要があります。
■ビルオーナーはビル全体のエネルギー使用量からテナントに管理権限がある階 階のエネルギーを除外した量について報告義務があります(テナントに対しテナント専用部のエネルギー使用量について可能な範囲で情報提供する必要があります。)
■テナントはエネルギー管理権限の有無に関わらず、テナント専用部の全てのエネルギー使用量(電灯・コンセント・空調等)について報告する義務があります。(後計可)

- (3) 中長期計画書

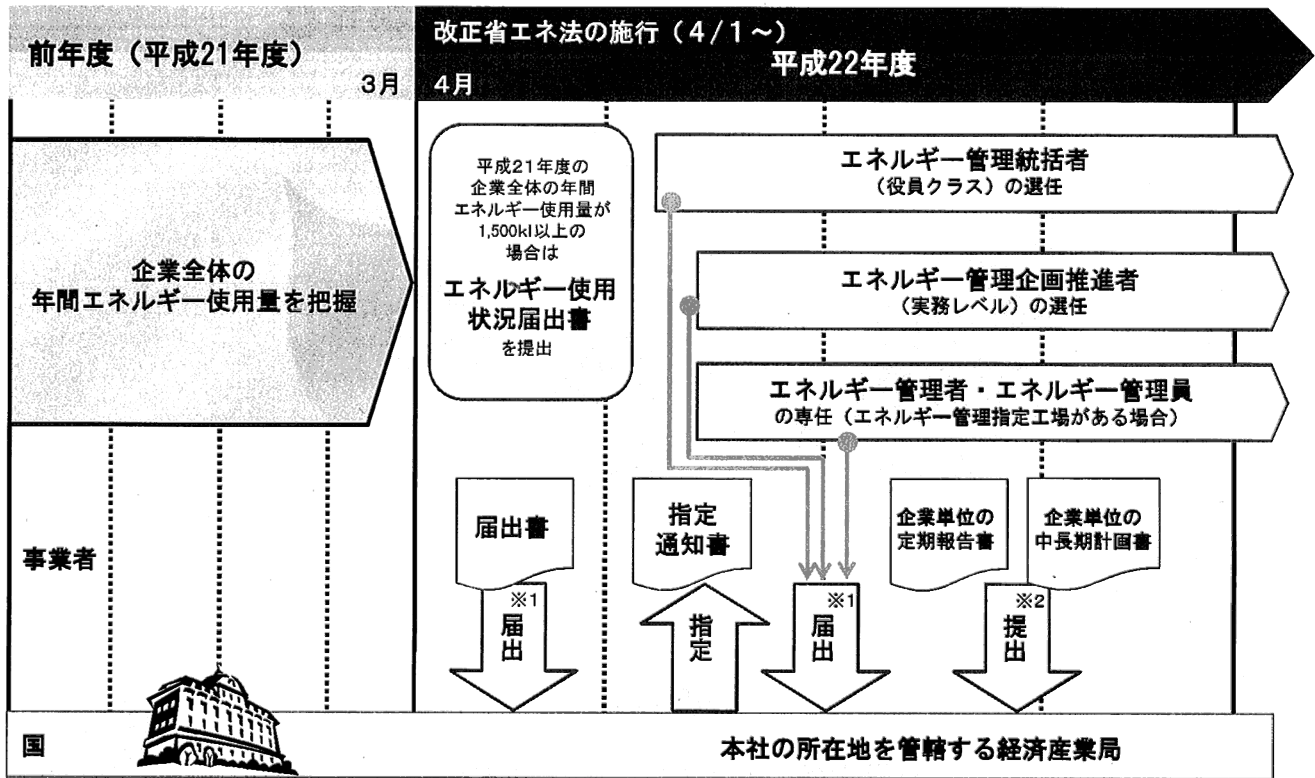
<平成22年度11月末(以降、毎年7月末)>
省エネ法第5条に規定する「判断の基準」において定められたエネルギーの使用の合理化の目標に関し、その達成のための中長期的な計画を作成

対応ポイント

省エネ対策の3～5カ年計画、概ね原単位を年1%以上削減する対策立案が必要となります。

II 改正省エネ法の主な手続きスケジュール

企業全体の前年度エネルギー使用量が1500k lを超える事業者は、経済産業省にエネルギー使用状況届書を届け出て、特定事業者の指定を受けなければなりません。

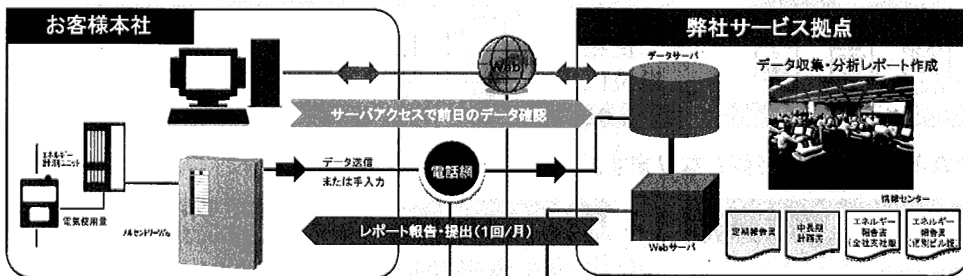


※1: 具体的な届時時期は後日公表 ※2: 定期報告書及び中長期計画書については経済産業局の他に、工場・事業場の行なう事業の所轄省庁へも提出が必要です。

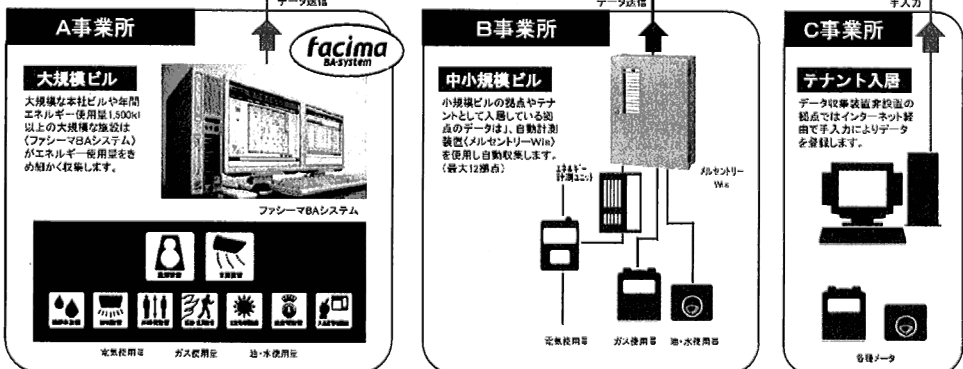
III <省エネ法対応サポート契約> [サービス体制イメージ]

全国に点在する事業拠点のデータを“集め”、法が定める報告書に“まとめる”作業は多くの時間と労力が必要となります。「省エネ法対応サポート契約」はデータ作成から報告書作成までをトータルでお手伝いします。

サービス内容

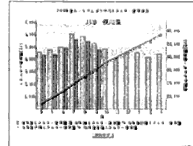


システム構成



サポートの特徴

エネルギー消費原単位の年1%以上削減に向けた事業所毎の目標に対する進捗状況をブラウザで視覚的にアピールします。



ブラウザによる情報提供だけでなく毎月のレポートでドキュメント化、所内回覧等で社員様の意識高揚を図ります。



サービス内容イメージ

エネルギー管理サポート

作成したレポートはインターネット経由で閲覧・ダウンロードできます。



報告書作成サポート

省エネ法で定められた公官庁への各種報告書などの作成をお手伝いします。

